

大津市立小中学校で児童生徒等の新型コロナウイルス感染が 確認された場合の対応ガイドライン（令和4年8月改訂・第3版）

本ガイドラインは、文部科学省のガイドラインを踏まえ、大津市立小中学校で児童生徒等の新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応について、基本的な方針を示すものです。

なお、感染確認時の状況等により、本ガイドラインのみに拠ることなく、適宜、臨時休業の範囲や期間等を決定することがあります。

1. 学級閉鎖

感染が判明した児童生徒等が在籍する学級（以下「当該学級」という。）において、以下のいずれかの状況に該当し、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、当該学級を対象に、5日程度の学級閉鎖を行います。

（1）複数の児童生徒等の感染が判明した場合

（2）感染者が1名であっても、風邪等の症状を有する者が複数いる場合

なお、5日程度の学級閉鎖期間中に、「当該学級」で新たな感染者が確認された場合であっても、原則として閉鎖期間の延長は行いません。

2. 学年閉鎖

複数の学級を閉鎖し、かつ、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施します。

3. 学校全体の臨時休業

複数の学年を閉鎖し、かつ、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施します。